

社会福祉法人 三重福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 三重福社会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は本規程第4条及び第6条の支給のみとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事、監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

(支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給方法は4月から3月を年度とし、各年度事に計算をし、年度末に一括支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000円	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。